

最高裁秘書第3839号

令和3年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

苦情の申出に係る諮問について（通知）

11月8日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判所庁舎の入り口等に開廷表を備え付けるべきことを定めた文書（現在有効なもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第4050号

令和4年1月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所庁舎の入り口等に開廷表を備え付けるべきことを定めた文書（現在有効なもの）

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）諮詢第44号

(2) 謝問日

令和3年12月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第4051号

令和4年1月5日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判所庁舎の入り口等に開廷表を備え付けるべきことを定めた文書（現在有効なもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、11月8日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出に係る文書を「裁判所庁舎の入り口及び法廷前等に開廷表を備え付けるべき根拠について記載した文書」と整理し、本件開示申出に係る文書を保有している可能性がある部署において対象文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

この点、「開廷表を備え付けるべき」とした規定は存在しておらず、そもそも開廷表を設置している理由が、来庁者の便宜を図るために、裁判の公開原則の趣旨に沿って、事件番号や事件名等、事件の特定に必要な情報を提供しているものであることに鑑みると、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していないこと

が不合理とは言えない。

よって、原判断は相当である。